

集団構造における新成員構成理論と国会議員集団への適用

今 西 茂

(山形大学名誉教授)

1 はじまり

生物の種は1種から出発し多様化し、多くは絶滅し少数種に収斂する⁽¹⁾。しかし、生物は1細胞から出発し増減はしたものの生物全体の種数は次第に増加した⁽²⁾。人造物の多様化・進化システムも生物と類似するようと思われる⁽³⁾。生物それ自身および人造物は多様性が本来の姿であると考えられる⁽⁴⁾。人造物の多様性には人間の意思が働く。本稿の契機には多様性への関心が大きい比重を占めた。結果として、本稿において集団の構成員の新しい構成方法を提案し、その国会議員集団への適用を試みた。

定員の有る集団があり、その集団では構成員の間に役（役割ともいう。以下、役という）の違いがある。集団の定員、役、構成員の3者の間に定員数＝役数＝構成員数が成立する集団を基本集団と呼ぶことにする。したがって、基本集団は1役1構成員の集団である。人間の集団はまず定員の有る集団と定員のない集団に分けられる。それらは各々非競争集団と競争集団に分けられる。非競争集団とは構成員間の競争が集団目的に含まれない集団を意味し、競争集団とは構成員間の競争が集団目的の要素に含まれる集団を意味する。前者には、例えば製造業や流通業の社員集団や議会の議員集団があり、後者には、例えば国公立学校の学生集団がある⁽⁵⁾。定員有・非競争集団では、定員数＝役数＝構成員数の基本集団から、新集団へ変換する構成員の構成方法が存在する。新集団では定員数＝役数＜構成員数の式が成立する。新集団は2で述べる4項目によって規定される。このような定員有・非競争集団を新成員構成集団と呼ぶことにする。この集団は理論的集団であり、構成員の構成方法を新成員構成理論と呼ぶ。

2 新成員構成集団を規定する4項目

本稿では賃金、給与、あるいは歳費が集団の全構成員に支給される集団を条件としている。定員有・非競争集団の新成員構成集団を規定する4項目について述べる。①新成員構成理論の原理；基本集団の定員数は変更されず、したがって、役数も変わらない。しかし、②で述べる‘結社’を結成した複数の構成員が役の一部、あるいは全部を1役ごとに適宜に占有するようにする。新集団では、基本集団の定員数＝役数＝1役1構成員の役数＋1役複数構成員の役数が成立し、構成員数は基本集団よりも増加する⁽⁶⁾。②新成員構成理論の条件―結社；1役複数構成員を目指す複数人は、日本国憲法（以下、憲法という）21条1項（集会、結社及び言論、

出版その他一切の表現の自由は、これを保障する）に述べる結社を結成しなければならない⁽⁷⁾。
 ③新成員構成理論の条件－賃金；同一の役と労働時間の下で、1役複数構成員の合計賃金が1役1構成員の賃金に原則として等しくなるようにする。新集団では構成員は増加しても集団の総賃金額は変化しない。④新成員構成理論の効力－機能性と余裕性；1役1構成員と1役複数構成員の比較において、役当り機能性は後者の方が前者よりも確率的に高い。しかもプラスの相乗効果がある⁽⁸⁾。1役複数構成員の構成員当り賃金は極端な減額となるが、役当り機能の向上による高い余裕性は、より広い目的に対する構成員の労働投下量増大という利点を生むだろう。上述の①、②、③、および④の4項目が成立するような1役1構成員と1役複数構成員の混在する集団が定員有・非競争集団の新成員構成集団である。つぎに、新成員構成理論を国会議員集団へ適用する。

3 国会議員集団へ新成員構成理論の適用

（1）新成員構成理論の4項目の国会議員集団への当てはめ

現実の国会議員集団では、議席、役、議員の関係は、役数<議席定数=議員定数である（3の（3）を参照）。このような集団構造をもつ国会議員集団へ新成員構成理論を当てはめる。①国会議員集団へ新成員構成理論の原理の当てはめ；議席定数は変わらない条件で、結社を結成している複数議員が一議席ごとに国会議員集団の議席の一部あるいは全部を適宜に占有するようにする。したがって、国会議員集団には1議席1議員と1議席複数議員の議席が通常混在することになる。この混在を「議席の複数性」と呼ぶ。選挙後に議席定数は変化せず議員定数が選挙ごとに変わる。②国会議員集団へ新成員構成理論の適用条件－結社の当てはめ；1議席複数議員を目指す複数の立候補者は、憲法21条1項に述べる結社を結成しなければならない⁽⁹⁾。③国会議員集団へ新成員構成理論の適用条件－歳費の当てはめ；1議席複数議員の合計歳費が1議席1議員の歳費に等しくなるようにする。これを「歳費の特殊性」と呼ぶ。④国会議員集団へ新成員構成理論の適用による効力－機能性と余裕性；議席（すなわち国会議員）のもつ議案の発議などの権能⁽¹⁰⁾の発揮に関して機能性は1議席1議員と1議席複数議員の比較では後者の方が前者よりも確率的に高くなる。しかも、後者にはプラスの相乗効果がある⁽¹¹⁾。1議席複数議員の議員当り歳費は極端な減額となるが、議席当りの優れた機能性の向上による高い余裕性は、権能のより以上の発揮や他の目的に対する議員の能力投下量増大という利点を生むだろう。このようにして、(仮想的) 国会議員集団が新成員構成理論の適用によって形成される。議席、役、議員の関係は、役数<議席定数<議員定数の関係が成立する。なお、②の結社結成において、結社の目的と結社の共通意思は次の例が考えられる。結社の目的は、複数人は1議席の1議員と同格の複数議員として1議席を占め1議席の効力を最大に発揮するべく国会議員選挙に立候補することである。複数人の結社における具体的な共通意思は、公職(国会議員)就任

権を得たとき1議席複数議員として、(イ)政治的(例、民主主義を守り、公共の利益を守る。……)、経済的(例、国民の格差の拡大を経済的に是正する。……)および社会的(例、都市の緑化を促進する。……)問題に共通の意思を掲げ協働して議席に与えられた権能を発揮すること、(ロ)議席当りの歳費の分割による減額を同意していること、(ハ)議院内外における発言および行動では誰であっても結社あるいは全員として責任をとること、(ニ)複数議員の誰であっても議席を喪失する時は全員が議席を失うこと、(ホ)その他、1議席1議員と同一の権能をもつこと、例として、表決には一票をもつことや役員などの被選挙権をもつことなどである。

議席と議員の関係は権利に対する国民の能動的行動の面からみて選挙権および被選挙権に最も関連するという理由によって選挙制度の歴史が把握される必要があろう。

(2) 選挙制度の歴史

国会議員集団において議席と議員数の関係は、選挙制度の選挙権と被選挙権に直接的に関わる問題である。選挙制度および議席と議員数の関係のそれぞれに存在する歴史的傾向を検討するため、まず選挙制度の歴史を振り返る。

民主主義⁽¹²⁾の主要な制度の一つは選挙制度である。最初に、議会議員選挙の歴史を検討するが、議会と類似の機能を持つものも含める。民主主義に基づく議会議員選挙の5原則⁽¹³⁾の内、(i)普通選挙、(ii)平等選挙、(iii)直接選挙を取り上げ、これに(iv)選挙法⁽¹⁴⁾を加えて4要因を基に民主主義的選挙制度への発展を追跡する。

古代ギリシャのポリスには最高決議機関として成年男子の民会があった。民会は直接民主政であったから議会議員選挙の4要因は関係しない。他に定員のある評議会があったが、奴隷制を考慮しない場合、評議会は(i)男子普通選挙、(ii)平等選挙、(iii)直接選挙、(iv)籤引きの選挙法が行われた⁽¹⁵⁾。

古代ローマには貴族を議員とする最高決議機関の元老院があり、新議員の選出は有力議員の推薦であった。この場合も4要因は関係がない。民会としてケントウリア会議とトリブス会議があった。前者はローマ市民権をもつ‘貴族と平民’の兵役関係者で構成され、コンスル(執政官)などの高官の選挙も行った。後者は初め平民会であったが、後に貴族も構成員に加わった。そのトリブス会議は護民官を選挙した。奴隷や平民無産者層を除くと、それは直接民主制的会議であったから4要因は関係しない⁽¹⁶⁾。

民主主義に基づく議会に連なるものは西洋諸国の中世後期に始まった身分制議会(三部会、等族会議)と呼ばれるものである⁽¹⁷⁾。選挙制度は身分制議会の庶民階級である第三身分の代表の選挙を問題としている。中世および近世初期において選挙制度の資料は少なく、それがこの時代の選挙制度の解明を阻んでいる⁽¹⁸⁾。選挙制度の形態は国間・地域間で差異を示し、時代と共に種々紆余曲折があった。議会は国王の都合でしばしば中断した⁽¹⁹⁾。近世における民主主義

の思想的発展、民衆への浸透、民衆の実践によって議会制は現代的議会制への道を歩んだ。その中で、アメリカ合衆国建国（1776～1790）とフランス革命（1789～1791）が現代への飛躍台となった。身分制議会は19世紀にほとんど姿を消した。西暦1800年以前と以後に分けて検討する。

1800年以前；選挙の4要因による身分制議会の類型化は以下のようになる。（i）国間・地域間差異のある制限選挙が行われた⁽²⁰⁾。（ii）選挙区の有権者人口を無視した点と権限に身分制が存在した点で不平等選挙が一般的であった⁽²¹⁾。（iii）直接選挙は少なく、多くは間接選挙が行われた⁽²²⁾。（iv）選挙制度の国制上の体系化が遅れ、時代間・国間・選挙区間差異が認められ、具体的に不明の場合が多い⁽²³⁾。

1800年以後；西洋18国と日本および韓国のデータ⁽²⁴⁾に基づき4要因をまとめると以下のようになる。（i）19世紀には制限選挙と男子普通選挙が国間で混在し、20世紀前半には男子普通選挙と男女普通選挙が混在した。それらは20世紀後半には男女普通選挙に置換わった⁽²⁵⁾。（ii）20世紀前半には不平等選挙は原則的には平等選挙になった⁽²⁶⁾。（iii）19世紀に多くが間接選挙から直接選挙に代わり、20世紀前半に全てが直接選挙となった⁽²⁷⁾。（iv）19世紀は小選挙区制と大選挙区制が混在した。20世紀には大半が比例代表制に代わり、それらは20世紀後半に比例代表制、あるいは混合制へ変化しつつある⁽²⁸⁾。

20世紀後半に至り民主主義的選挙制度は形式的なものも含めて世界の大部分の国々に浸透した⁽²⁹⁾。上述のように、西洋諸国では選挙制度が民主主義的選挙の5原則に収斂するばかりでなく、選挙法においても比例代表制、あるいは比例代表制と小選挙区制の混合制に収斂する傾向が認められる。世界各国の選挙法では比例代表制が多数派であるが、小選挙区の単純多数制と絶対多数制の合計は比例代表制にほぼ並ぶ⁽³⁰⁾。しかし、第2次世界大戦後は比例代表制の確実な増加傾向が認められる。

まとめ；ダールによると、ポリアーキー（民主主義的政治体制）への接近は公的異議申し立ての自由化と選挙や公職就任という参加の包括性による二次元表現が可能であるという⁽³¹⁾。ダールはポリアーキーに影響を与える要因の世界各国間比較を行い、ポリアーキーの理論を導き出した。政治体制はポリアーキーの無い状態からその3類型を経てポリアーキーに収斂する。選挙制度は二次元的表現ではないが、それは選挙制度の無い状態から中世後期～近世初期において極めて多様化を示していた。17世紀、18世紀には絶対主義的政治体制化は選挙制度の民主化を逆行させる面をみせたが、19世紀に入ると民主主義的選挙の3原則と選挙法を加えた4要因は民主主義的選挙制度への収斂化を示し始めた。20世紀後半に至り民主主義的選挙はようやく収斂したといえる。

(3) 統治機構における高官の役と構成員数の歴史

被選挙権制度との関連において役と役当り構成員数、あるいは議席と議席当り議員数の関係を歴史的に検討する。王の役には古代から2王による共同統治の場合が散見される⁽³²⁾。市長など行政高官の役には古代から中世には1役複数高官の例が見受けられるが、古代ギリシャや古代ローマでは高官の同役の複数化がアルコン(9人)、コンスル(2人)など多く認められ、中世イギリスやドイツにおいて2人市長などが存在した⁽³³⁾。中世において中世人の生き様は如何なる身分あるいは団体に帰属しているかによって規定された⁽³⁴⁾。身分制議会において議員の選出母体である団体あるいは階級と議員の間に命令的委任の関係が存在した。これには古代ローマにおけるローマ法が影響を与えたといわれる⁽³⁵⁾。中世の身分制議会において表決は一票にもかかわらず、第三身分の選挙区当り議員数は国間・国内で変動があった。⁽³⁶⁾。このように、議席と議員数の関係には中世において明確な観念は存在しなかったと考えられる。議員は議会出席を代理人で代替することができた。1議席の議員数は中世では一般に関心の対象にならなかったと考えられる。

身分制議会が立憲民主政議会に置き換わる19世紀と立憲民主政が確立する20世紀において、西洋諸国の議会(庶民院である第一院)における1議席1議員制の様態を検討する。選挙法改正ごとに1議席1議員の確認を行えばよいが、これは本稿では極めて困難である。次善の策として、議席定数と議員定数の関係をまとめるため、第一院の国会議員について西洋18国と日本および韓国を加えた20国の選挙法改正ごとの選挙結果を調査した⁽³⁷⁾。議席定数と議員定数の両者は全ての場合に存在するはずであるが、資料の都合で、A. 両者とも、B. 前者のみ、C. 後者のみの3種類の選挙結果が得られた。議席定数=議員定数ならば1議席1議員が想定される。A=72選挙で、議席定数≠議員定数は1選挙もなかった。B=89選挙、C=93選挙の結果が得られた。議席と議員の関係に特別な規定がなければ、Cでは1議席1議員が想定される。他に、20世紀後半における世界各国の国会議員数(定数)が調査された資料がある⁽³⁸⁾。議員定数が第一院では1959年現在46国、1983年現在105国、第二院では1959年現在43国、1983年現在36国について明示されている。これらから、1議席1議員制が19世紀と20世紀における西洋の立憲民主政議会において行われていると判断される。今後、全ての場合の議席定数=議員定数の検証が必要である。

まとめ；古代ギリシャや古代ローマでは1役複数高官は行政高官などに見られる。ギリシャ人やローマ人にとって生きた最高の喜びは政治人として他人と取りかえられない自分を示して活躍することであった⁽³⁹⁾。ここに1役複数高官制を生み出した大きな理由があると考えられる。中世において2人市長などが生れた理由はローマ法の影響であろう。身分制議会における議員の命令的委任から、見かけ上の1議席複数議員制が生まれたが、それは中世身分制社会の没個性によるものであった。中世封建社会から近世市民社会への節目の時代においてルネッサンス

と宗教改革は自我の覚醒を誘導した。17世紀と18世紀の啓蒙思想はアメリカ独立宣言（1776年）とフランス人権宣言（1789年）の結実をもたらした。両者は政治価値の根源を個人におく個人主義的思想に基づく‘基本的人権の確立’を標榜するものであった⁽⁴⁰⁾。現代において選挙権および被選挙権は基本的人権の参政権とされており⁽⁴¹⁾、選挙権は公務の側面と個人の主観的権利の側面をもつとされ、一方、被選挙権は立候補権を中心とする個人的権利と理解され、1議席1議員は本然的と捉えられる⁽⁴²⁾。このように、古代ギリシャから現代に至る議席と議員の関係は1議席1議員制に収斂してきたかのように思われる。

4 国会議員集団へ新成員構成理論の適用の憲法論的検討

（1）議席の複数性

「議席の複数性」（3の（1）を参照）に関してその主要な要素である‘1議席複数議員’を目指す複数人の個々人は、国家を名宛人として‘参政権’と‘結社の自由’を基本的人権として憲法により保障されている。「1議席を目指す複数人の‘結社’は、結社の目的および結社の共通意思の内容に基づき、個々人の人権を基礎として‘参政権’という‘基本的人権’の享有主体性をもち得るか⁽⁴³⁾。本節において上の文言の解説を試みる。

1）「議席の複数性」が問題となる契機

新成員構成理論の核心をなす1役複数構成員制は新成員構成集団中の1役1構成員と1役複数構成員の混在を意味する。国会議員集団に新成員構成理論適用の憲法論的検討を行うとき、「議席の複数性」が‘問題となる契機’を明確にする必要がある。問題となる契機は主に3点存在すると考えられる。1点目は、新成員構成集団の1役複数構成員制に相当する1議席複数議員制、すなわち「議席の複数性」は、3の（2）、（3）の選挙制度および統治機構における高官の役と構成員数の歴史からみて、おそらく歴史上存在しなかったと推察されることである。2点目は、3の（3）の結論である、政治価値の根源を個人におく近代政治思想の個人主義的思想に基づく‘基本的人権の個人的権利の重視’が1議席1議員制を導いたとする点である。3点目は、議席の意味の追及から生まれる「議席の複数性」が問題となる契機である。3点目の契機について述べる。国会議員集団は、‘国民’⁽⁴⁴⁾の25歳以上の有権者団の中から普通選挙によって選ばれ民間人から公務員になった‘国民の代表者’⁽⁴⁵⁾集団であり（憲法15条3項および憲法前文）、‘国政の権力’⁽⁴⁶⁾を行使する集団である（憲法前文）。権力行使によって得られる福利は‘主権者たる国民’⁽⁴⁷⁾によってすべて享受されなければならない（憲法前文）。国会議員集団は、国の唯一の立法機関を構成し（憲法41条）、行政権を持つ内閣の総理大臣を指名し（憲法65条および67条）、過半数以上の国务大臣の出身母体である（憲法68条）。公務員集団は‘全国民’⁽⁴⁸⁾のための奉仕者である（憲法15条2項）。まとめると、国会議員集団は、国民の代表者集団であり、国政の権力者集団でもあるが、国民の支配者ではない。国会議員集団はそ

れを主たる出身母体とする内閣とともに、主権者たる国民のために福利を提供する奉仕者である。国会、議員、内閣、それぞれは多数の‘権能’⁽⁴⁹⁾を与えられ、その権能を駆使し国民のために福利を提供し国民に奉仕している。これを国民が自分の側から見れば、それぞれの権能がより良く駆使されること、国民の福利がより増進することを願望するのである。国民は‘議席当り議員数に拘らず’議席当りの権能が最大に発揮されることを最も願うのではなからうか。3つの‘契機’を要約すると、「議席の複数性」は歴史上存在しなかったと推察されること、1議席1議員は近代の個人主義に基づく基本的人権の個人的権利性、すなわち‘近代の強い個人’⁽⁵⁰⁾の投影であると考えられること、および国政による福利を享受する主権者たる国民は‘議席当り議員数に拘らず’議席当り権能の最大限の発揮を望むはずであることである。

2) 選挙権および被選挙権

「議席の複数性」を憲法論的に吟味するため、それと最も密接な関係をもつ選挙権および被選挙権が憲法において如何に理解されるかを明確にする(まず、3の(3)における‘まとめ’の下段を参照)。個人の尊厳に由来する基本的人権(人権)は享有主体を個人におき団体を拒否する傾向がある。基本的人権の一つである参政権は個人の権利であると解されるのは当然の成り行きであろう。選挙権には二元説と一元説があるが、個人の権利であると解する点は共通している⁽⁵¹⁾。被選挙権においてそれは憲法の保障する国民の基本的権利であるとされるが、その場合、憲法上の根拠として明文規定がないことから、①憲法13条の幸福追求権、②選挙権と表裏一体と捉え、憲法15条1項、③選挙権と被選挙権を区別しないとする憲法44条を根拠とする説があり、判例は、上述の②と③によって支持されている⁽⁵²⁾。被選挙権に深く関連する公職就任権について、憲法との関係では、①選挙権との関係から憲法15条1項、②政治的関係の差別禁止の憲法14条、あるいは44条、③憲法13条の幸福追求権、④憲法22条の職業選択の自由がある⁽⁵³⁾。このように、被選挙権は選挙権と比較し憲法論的に学説は明らかに錯綜し明確性を欠く。

基本的人権の根本にある個人の尊厳は西洋の歴史の中で勇氣と英知ある人々の幾多の血の代償として獲得されたものである。このことは日本においてとかく忘れがちであり、常に銘記すべきことである。しかし、基本的人権の享有主体として個人以外一切を拒否する原理主義的主張には与さない。この観点からみるときも選挙権においてはその享有主体は個人以外の何物も存在しないと解されるが、被選挙権はそうではない。被選挙権が代表制の下で立候補の自由のみで簡単に済まされるであろうか。議員就任権が外国人の参政権は別にして職業選択の自由のみで軽く済まされるであろうか。被選挙権者が公権力に対峙するとき、生命と自由の重さが‘幸福追求の権利’の重さを支えるのである。「被選挙権は憲法13条の幸福追求に対する国民の権利によって保障されると解すべきである」。国民個々人は被選挙権の享有主体であるが、議員就任権を享受できる者はものの数にも入らない微々たる数にすぎないのであるから、被選挙権には並々ならぬ覚悟と背負うべき重責に合う条文が必要であると考えられる。

3) 結社（団体）と人権享有主体性

憲法11条に述べるように国民はすべての基本的人権の享有主体であり、基本的人権の一つである選挙権および被選挙権を個人として保障されている。人権の観念は元来自然人について成立し、近代人権思想は団体に敵対的であったが、そのため、以前は法人の人権享有主体性には否定説が有力であった。しかし、高度で複雑な現代社会において肯定説が主流となっている⁽⁵⁴⁾。団体の種類に関しては、最高裁は、個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調整の問題に関し、法人ないし権利能力のない社団、財団の間で差異がとくに設けられるべきではないとしている（最判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁）。ドイツでも法人以外の団体にも享有主体性は拡張せられている⁽⁵⁵⁾。基本的人権が自然人固有のものであり、その性質上法人に対する保障に適しないもの以外は、法人も人権の享有可能性をもつと解される⁽⁵⁶⁾。結社などの団体の基本的人権の享有主体性の問題に関して、それを否定する学説は勿論あるが、認める学説および中間的学説がいくつか存在する⁽⁵⁷⁾。現代社会において結社の人権主体性の否認が結果的に個人の生活に不条理を来たすものであれば、その人権主体性は否認すべきではない。基本的人権といえどもそれは時代の変化にその内容の変化を免れないと考えるべきであろう。「団体の人権享有主体性の可否は基本的人権の性質と団体の目的・性格の如何によって決まるものと解すべきである⁽⁵⁸⁾。ただし、個人の尊厳が根本にあり、団体の人権主体性はその基礎の上に成立しうるのである」。

4) 1議席複数議員の結社と人権享有主体性

「議席の複数性」に関係する選挙権、被選挙権などの参政権に関して、団体（結社）は憲法上人権の享有主体性は認められていないと解されている⁽⁵⁹⁾。これに対して以下の反論がありえる。3の（1）に述べた結社の目的および共通の意思に基づくと、1議席を目指す複数人の結社は複数人の個々人が保障されたものと同一の被選挙権をもつ擬人化された結社といえる。結社の共通の意思を核とする立候補の詳細な‘マニフェスト’を絆にして、被選挙権に関して立候補した複数人の間には異質性はない。憲法13条の幸福追求権は包括的権利として種々の内容を包摂する故に条件によって団体も享有主体たりうると解すべきである⁽⁶⁰⁾。団体の人権享有主体性の必要性は、共同効果を期待した‘複数人の共同集団的人権行使’の増加によって生じていると考えられる⁽⁶¹⁾。先に指摘したように、‘被選挙権と幸福追求権’の結合は、結社による複数人の基本的人権の共同行使を受容しうるように考えられる。本稿における結社の被選挙権を認めるための説明には、他に、団体の人権主体性という問題は、団体が他者の人権を主張する適格性の問題とのアナロジーで考えるべきであるとする説がある⁽⁶²⁾。権利能力をもつ団体が公権力に対してその構成員の人権を主張する適格性の問題の場合、団体の人権代位主張が団体の目的内のものであり、その効果が構成員個々人に原理上帰着できるものであることによって団体の人権代位主張の適格性が成立するという説である。上述の団体による共同集団的人権行

使の説および人権の代位主張の適格性説はともに、被選挙権に関する「議席の複数性」、すなわち1議席を目指す複数人の人権享有主体性を支持できる説と考えられる。

しかし、本稿では以下の説を主張する。①被選挙権および議員就任権に関して、1議席複数議員を目指す複数人は、結社においても個人においても共通する目的と意思をもつ(3の(1)を参照)。②被選挙権および議員就任権ともに憲法上の根拠を13条の幸福追求権に依ることができる(本節の、2)を参照)。③選挙が一種の競争であるなしに拘わらず選挙権では個人が絶対的要件となるが、被選挙権では、選挙が個人の能力判定のような競争でない限り、個人および団体が選挙人の対象になりえる⁽⁶³⁾。④権利能力として、(イ)1議席を目指す複数人は議席に関して優れた効力(機能性と余裕性)をもつ(注8および3の(1)を参照)。高度に複雑な現代社会において議席の有する高い機能性は社会の要請するところと理解される。(ロ)すべての個人がもつ被選挙権および議員就任権は、その権利者の中の極めて少数のみが実質実行できるという‘不可避なジレンマ’をもつ権利であるが、1議席複数議員はこのジレンマの是正の効果をもつ⁽⁶⁴⁾。①～④までの要件の下で、以下の結論が得られる。議席を目指す複数人(Nとする)は、現実には多数人は可能でなく、故に、 $N=2$ または $(V)3$ 人に限定すると、1議席を目指す個人 $I=1$ も、 $N=2 \vee 3$ も、選挙権の享有主体である選挙人の数T(平成15年衆議院選挙における小選挙区の全国平均有権者数の場合は343284人(小数点以下切り捨て)であった)の中の1人、あるいは $2 \vee 3$ 人となる。故に、「 $(N \div T) - (I \div T) \div 0$ 」の式が成り立つ。この式は被選挙権に関して選挙権の有権者数に対する $2 \vee 3$ 人の個人は、有権者に対する代表性に関して個人とほとんど差のないことを端的に示している。ここで、「 $(N \div T) - (I \div T) \div 0$ 」式、および結社の共通の目的および意思に基づいて、 $N=2 \vee 3$ 人は個人と質的に同格な権利を有する「準個人」と呼びたい。したがって、「1議席を目指す複数人を $2 \vee 3$ 人に限定すると、 $2 \vee 3$ 人の「準個人」は個人と同格な‘被選挙権の享有主体’と認めることが可能であろう」。以上のように、国会議員における「議席の複数性」は、高度に組織化された現代社会において日本国憲法下で成立する根拠をもつと考えられる。

スウェーデン議会では選挙権を現実的に強力に守る議員代行人制度が行われている。その目的は大臣などの職務による議会からの長期不在者や例えば長期病欠者から議会の票決力の剥奪を防止することなどであるという。議員代行人制度が究極的に市民から発した権利である限り、議会の票決力の剥奪はありえないという発想である⁽⁶⁵⁾。

(2) 歳費の特殊性

「議席の複数性」は3の(1)で述べた「歳費の特殊性」をもたらす。議員の歳費は、憲法49条と国会法35条によって規定されている⁽⁶⁶⁾。歳費の内容は非常に単純であり、期末手当はあるが、等級も号俸もなく、日割り計算もない。1日も登院しない議員にも支払われる。現行の

歳費も特殊であるが、「議席の複数性」のもたらす「歳費の特殊性」を吟味しなければならない。歳費の内容に変化が生じる可能性は存在する。帝国議会時代に歳費の辞退が議員法第19条により可能であった⁽⁶⁷⁾。現在の国会法にはそのような条文はない。民主党は歳費の一部返納や寄付の可能性を調べたが、返納や寄付が公職選挙法の議員の寄付行為禁止規定に抵触する恐れがあるということで見送ったという⁽⁶⁸⁾。このように歳費は磐石不変のものではない。「歳費の特殊性」はそれが憲法論的には結社の構成員である複数議員間の統一的意思であれば保障されなければならない。さらに、憲法前文の意、‘国会議員は国民の代表者であり、国政の権力者でもあるが、主権者たる国民のために福利を提供する奉仕者である’にしたがって、「歳費の特殊性」は多数の国民がそれを支持するのであれば国政の権力者によって無視されることにはならないであろう。

5 終わりに

本稿において生物の多様性と人造物の多様性が第一歩であった。‘議会において何故1議席1議員が現在普遍的なのであろうか’が第二歩である。しかし、もっと広くみても現在の人間の集団において1役1構成員が一般的である。とくに、集団の中で役・任務の比重が重くなると例外なく1役1構成員である。これが第三歩であり、本稿はここから始まった。

定員有・非競争集団で定員数＝役数＝構成員数が成立する集団を基本集団とすると、定員数＝役数＜構成員数の関係が成り立ち、次の4項目が規定する集団を（理論的）新成員構成集団と呼ぶことにし構成員の構成方法を新成員構成理論と名づけた。①新成員構成理論の原理は、集団中に複数構成員をもつ役（1役複数構成員）が混在する集団を形成することである。②1役複数構成員は日本国憲法21条1項の結社を結成しなければならない。③1役複数構成員の合計賃金は1役1構成員の賃金と等しくする。④新成員構成理論の効力として注目すべきことは、1役1構成員と1役複数構成員の機能の比較を行うと、後者が前者に確率的に優る点である。例として、新成員構成理論を現実の集団である国会議員集団へ適用することを検討した。適用によって国会議員集団は1議席1議員と1議席複数議員が混在する（仮想的）国会議員集団となった。現実の国会議員集団へ新成員構成理論の当てはめによって、議席、役、議員の関係は、役数＜議席定数＜議員定数が成立した。この（仮想的）国会議員集団の議席と議員数の関係を「議席の複数性」と呼んだ。「議席の複数性」と最も関係のある選挙制度および議席と議員の関係について、現代の議会制に連なる起源をもつ西洋の歴史を振り返った。選挙制度は民主主義的選挙制度に収斂し、軌を一にするように議席と議員の関係は基本的人権の個人の権利を投影するごとく1議席1議員に収斂した。1議席を目指す個人が保障される人権享有主体性を1議席を目指す複数人も結社として保障可能かどうかについて憲法論的に検討した。結果は、目的と多少異なるものであったが日本国憲法下では「議席の複数性」は憲法に背くものではないと

いう結論であった。

なお、新成員構成理論は企業の社員集団への適用も可能であると考えられるが、本稿では紙面の都合上、国会議員集団への適用のみを試みた。

注

(1) 赤坂甲治（編）、生物学と人間、裳華房、2000年、178・179頁；ウマの仲間、進化の序列。なお、本稿における収斂は進化的収斂の意味ではなく、一般的用法による。

(2) エドワード、O. ウィルソン（大貫昌子・牧野俊一 訳）、生命の多様性、岩波書店、1995年；生物の多様性全般について詳しく述べられている。種数の増減については48頁、51頁、208頁を参照。

(3) 人造物（人工的事物とも云える）は一人または少数の遺伝子型によって創造される。創造された人造物の取捨選択は、多人数の種々の遺伝子型と主として人造物という環境の2者間の相互作用によって行われる。この繰り返しが人造物の多様性と複雑化、そして進化を生み出すと考えられる。

(4) 注（2）と石川統、生物科学入門、裳華房、2003年、136～142頁を参照。2種類の多様化機構を備えた‘減数分裂’は受精によって広義の突然変異を種内に普及させ、しかも有利な遺伝子を一個体に集積することもできる。生物は多様化と進化を運命づけられているように思われるのである。人造物の多様性に関しては、佐々木毅（政治学講義、東京大学出版会、1999年、47頁）が政治の概念を‘自由人からなる一つの共同社会の中での公共的利益にかかわる、権力を伴った（権力をめぐる）多元的主体の活動’と述べているが、この中の一つに‘多元的主体’のあることが重要であると考えられる。多元は多様性の基礎の上に成り立つ。青木昌彦、経済システムの進化と多元性、東洋経済新聞社、1995年；国間比較によって経済システムの多元性の重要性を述べている。

(5) 社員集団や議員集団でも競争は存在するが、社員集団や議員集団は学生集団やプロの種々の競技集団のように個人やチームの能力比較が目的の集団ではない。注（63）を参照。

(6) 例えば、会社や役所で一役に同一の役割をもつ複数人の構成員が配属される場合は珍しくない。この場合は新成員構成集団と異なり、役数を一定とすれば定員数が増加するし、構成員は短期間の勤務で互いに他の役へ移動が可能であり、賃金体系は個々の構成員単位に基づくものである。現実には、本稿でいう基本集団や定員数＝役数の集団は存在しない。

(7) 結社とは、特定の多数人が任意に特定の共通目的のために継続的な結合をなし組織された意思形成に服する団体をいうが、重要なことはこの団体の諸活動が公権力から干渉を受けないとする点である（佐藤幸治、憲法[第三版]、青林書院、1995年、550～553頁）。結社の定義は多く上述の通りである。目的を‘任意に共通の政治参加の目的のために’とする定義もある（松井茂記、日本国憲法 第二版、有斐閣、2002年、469・470頁）。

(8) 機能は複数の機能が集合して役の機能となる。1役1構成員と1役複数構成員の間の役当り機能性の

比較に関して、母集団の中から特定の機能の機能性についてランダムに構成員を抽出する時、2回抽出し2回の中でその機能の機能性が高い方を選抜する場合、1回のみの抽出の場合よりも高い機能性の構成員を抽出する確率は高くなる。これをシュミレーション法で証明する。母集団の構成員の特定の機能の機能性は、正規分布をする有限母集団と仮定する。正規分布型有限母集団とみなされる100個体の体重増加量がある（GW.スネデカー（畑村ら 訳）、統計的方法、岩波書店、1962年、64頁）。母集団のパラメータは平均値 $\mu=30$ 、分散 $\sigma^2=100$ である。母集団から標本の大きさが1個、2個、3個の100標本を任意抽出する。標本の大きさが1個の標本は100標本の平均値、大きさ2個の標本は2個のうちで大きい方の個体を選抜し、大きさ3個の標本は3個のうちで一番大きい個体を選抜し、各々100標本の平均値を求める。標本の大きさが1個の場合、2個の場合、3個の場合、各々標本平均値は、 $\hat{\mu}(1)=29.39$ 、 $\hat{\mu}(2)=34.82$ 、 $\hat{\mu}(3)=39.31$ となった。 $\hat{\mu}(1)$ は100標本の平均であり、母集団の平均値30に非常に近似している。 $\hat{\mu}(2)=34.82$ (116)、 $\hat{\mu}(3)=39.31$ (131)の母集団の平均は著者には不明であるが、よく近似していると考えられる。標本平均値の括弧内の数値は $\hat{\mu}(1)$ の母集団平均値 $\mu=30$ に対する割合を示す。

2機能、すなわち特定の機能が2個の場合についても、統計的シュミレーション実験を行うと、1役1構成員<1役2構成員<1役3構成員の不等式が成立する。しかし、この場合は複数構成員の中の1構成員が2機能とも分担する結果の生じる場合がある。

機能の効力には上述のように理論的に推定できる効力の他に、実験以外には効力を確認できない2人以上の場合に生ずる相乗効果がある。結社を結成し共通の結社目的を明確にもつ複数構成員の場合には相乗効果はプラスに働くと考えられる。

(9) 注(7)を参照。結社における共通の目的、共通の意思形成の具体的例は、3の(1)に示されているので参照すること。

(10) 佐藤、前掲書、201頁。

(11) 注(8)を参照。

(12) 民主主義は民意による統治を基礎とし、人権の保障、憲法の最高法規性、裁判の独立を要素とし、自由主義を否定しないものをいう（吉田・樋口・栗城・大須賀、憲法辞典、三省堂、2001年、455頁）。

(13) 辻村みよ子、憲法 第2版、日本評論社、2004年、357～359頁。

(14) 選挙法の分類基準には、選挙区サイズとして、イ. 小選挙区 定数1、ロ. 中選挙区 定数2～5、ハ. 大選挙区 定数6以上、議席決定方法として、イ. 単純多数制、ロ. 絶対多数制、ハ. 比例代表制、投票方法として、イ. 単記式、ロ. 連記式、ハ. 移譲式がある（小林良彰、選挙制度 民主主義再生のために、丸善ライブラリー、1992年、1～9頁）。本稿では大選挙区を定数2以上とした。

(15) 西平重喜、古今東西の選挙から（その7）、ESTRELA (No. 48)、1998年、88～91頁参照。塩野七生、ローマ人の物語Ⅰ ローマは一日にして成らず、新潮社、1992年、133～135頁；ギリシャのペリクレス時代（BC460～430年）に軍事と財政以外の担当者は選挙を止めて抽選で選ぶことになった。全市民平等の参政権が与えられた。

(16) 塩野、前掲書、62～64頁、182～184頁；ローマの国会に当たる市民集会は男子の貴族と平民が参加できるケントウリア会議であった。市民権をもつが無産者である階級外の市民は除かれた。紀元前367年にリキニウス法により共和国政府の全ての要職は平民出身者にも解放されることに決まった。元老院議員になるのに門地も問われなくなった。

(17) O. ヒンツェ（成瀬治 訳）、身分制議会の起源と発展、創文社、1975年、9～11頁。森口繁治、選挙制度論、日本評論社、1931年、38頁。

(18) 中世西洋の選挙制度の邦訳文献は私見の限り少ない。以下の文献は文献の少なさを述べている。イギリスについては、近藤申一、イギリス議会政治史、敬文堂、1970年、73頁と196頁。中世フランスについては、イヴ＝マリー・ベルセ（阿河雄二郎 訳）、王国統治における全国三部会の役割、（アンシャン・レジームの国家と社会 権力の社会史へ、二宮宏之・阿河雄二郎 編）、山川出版社、2003年、41・42頁。中世スウェーデンは、根本聡、中世スウェーデンにおける代表性集会と農民、史林(79-2)、1996年、37(193)頁。

(19) フランスでは三部会は1614年からフランス革命直前1789年まで175年間停止された。ドイツでは、1648年～1815年は絶対主義の時代であり、領邦の君主の多くは独自の財源を確保し、諸身分との協同統治に頼らずとも支配者としての権力強化に成功した。18世紀のドイツの領邦国家は実に多様であり、ひと括りに論じることは不可能である。それは社会的、政治的、経済的な環境の違い、又、君主個人の性格の違いによるものであった（メアリー・フルブロック（高田有現・高野淳 訳）、ドイツの歴史、創土社、2005年、107頁と122頁）。スペインでは、レオン、カスティーリャ、アラゴンなどの王国でコルテス（身分制議会）が12から13世紀にかけて成立したが、カスティーリャのコルテスは15世紀末に無力化し、18世紀後半には形骸化した（立石博高（編）、新版 世界各国史 16 スペイン・ポルトガル史、山川出版社、2000年、144頁と189頁）。スウェーデンでは、グフタヴ三世は1772年政府と議会を抑え王権強化のクーデタを成功させた。彼は1789年統一と安全の法により王権を強化し貴族の牙城の王国参事会を廃止し、農民の貴族領地購入の自由化を行い、絶対王権を頂点にまで高めた（百瀬宏・熊野聡・村井誠人（編）、新版 世界各国史 21、北欧史、山川出版社、1998年、167～169頁）。デンマークでは、1660年身分制議会で特権身分の貴族と非特権身分の聖職者や市民の間の対立が表面化したとき、市民の代表が選挙王政からの政体変更の提案を行った。参事会が世襲王政の移行に同意した。1661年無条件の絶対王権が諸身分によって国王に付与された（百瀬・熊野・村井（編）、前掲書、153・154頁）。このように、イギリス、フランス、ドイツ、スペイン、スウェーデン等の西洋身分制議会は封建制度の時代に始まり、絶対王政期には形骸化あるいは廃止、停止になる傾向が認められた。唯一イギリスでは議会制は次第に強化され、17世紀末に議会主権の原則が名誉革命を通して成立した（中村英勝、イギリス議会史「新版」、有斐閣双書、1977年、80～85頁）。

(20) 全体的には、身分制議会の選挙には、一定のタイプや選挙権、被選挙権に関する確定した通則は存在しなかった（林田和博、選挙法、有斐閣、1958年、5頁）。イギリスでは都市選挙区の議員選出方法は都市によって異なっていた（中村英勝、前掲書、47・48頁と近藤、前掲書、73頁と196頁）。1430年、州にお

ける選挙権の資格は、法律によって全ての賦課を除き、年収40シリングの自由土地または不動産を所有する者に限定された。この規定は1832年の第一次選挙法改正まで400年間変わらなかった（占部百太郎、英国憲政史、岩波書店、1927年、286頁）。フランスでは、1560年の三部会で第三身分は各都市では都市役人団体や同業組合等を単位とし、農村では聖堂区を単位として第一次選挙を行った（高橋清徳、国家と身分制議会—フランス国制史研究、東洋書林、2003年、9～12頁）。このように、農村の農民も選挙権が与えられた。一方、1789年の175年振りの三部会では、第三身分の選挙権は25歳以上の男性で直接税を納めている全員であった（西平重喜、各国の選挙、木鐸社、2003年、218頁）。さらに、1789年の三部会は200年前の三部会の慣習である方法を踏襲して行われた（イヴ＝マリー・ベルセ、前掲書、39頁）。これらのことから、フランスでは16世紀に第三身分として市民と共に農民も選挙権が認められたが、それは納税の有無等による制限の加えられた選挙権であったと推定される。イギリスとフランスについては、森口、前掲書、46～54頁と水木惣太郎、選挙制度論、有信堂、1967年、7～24頁も参照。ドイツにおいて、神聖ローマ帝国の帝国議会は三部会からなる構成であった。選帝侯部会は1272年、諸侯部会は1480年に成立され、1582年都市は帝国会議への出席を正式に承認され、1648年には都市部会が確認された（ピーター、H. ウィルソン（山本文彦 訳）、神聖ローマ帝国 1495—1806、岩波書店、2005年、68～71頁）。しかし、帝国議会の代表者は選挙で選ばれたわけではなかった（西平重喜、各国の選挙、275頁）。一方、領邦議会は貴族、聖職者、領邦都市市民といった特権諸身分の領邦等族で構成されていた（メアリー・フルブロック、前掲書、81頁）。このように、帝国議会、領邦議会において都市市民の代表は参加していても、例外はあるが農民は参加していなかった。スペインのカスティーリャ王国のコルテスはフランスと同様に第三身分は都市の住民で農村の住民を含めていなかった（色魔力夫、黄昏のスペイン帝国—オリバーレスとリシュリユー、中央公論社、1996年、62・63頁）。スペインのナバラ王国（16世紀後半カスティーリャ王国に征服された後も）では、コルテスは聖職者、貴族、中産階級（ウニベルシダデスの自由民）の3階級の代表者で構成された（レイチェルド・パード（狩野美智子 訳）、ナバラ王国 山の民バスク民族の国、彩流社、1995年、173～177頁）。北欧の中世スウェーデンでは、1544年身分制議会が成立した。これは四身分制議会、すなわち、①貴族、②聖職者（スウェーデン国教会の主に司教）、③都市民と鉱山業者、④農民の4代表からなる特異な議会であった（寺村銀一郎、中世スウェーデンの国制—王国議会の成立をめぐる、（西洋中世の秩序と多元性、関西中世史研究会 編）、法律文化社、1994年、107・108頁）。農民には土地所有農と借地農があり、借地農も法的に自由な身分であった。しかし、身分制議会が確立された近世期には議会への参加資格や投票権は土地所有農民にだけ与えられていた（根本聰、前掲書、56～68頁）。

（21）イギリスでは、選挙区は州と都市であり、各州、各都市の定員は2名であったから、議員当り選挙人数は同数を目標とするものではなかった。16世紀と17世紀には国王主導で腐敗選挙区が多数設置され、18世紀後半には腐敗選挙区が産業革命による人口移動の激化からさらに増加した（水木、前掲書、10頁、19頁）。ドイツでは、神聖ローマ帝国の帝国議会では諸侯と選帝侯の両部会が決定を下し、その後に都市部会に意見を求めた（ピーター、H. ウィルソン、前掲書、68～71頁）。これは三部会の身分間に政治的権利

の不平等が存在したことを示している。このような不平等は身分制議会の存在した他の諸国においても存在した。身分制議会の時代には、仮に選挙が実施され選挙区があったとしても人口に基づく選挙区はほとんど存在しなかったといつてよい。

(22) イギリスでは、グナイスト (Gneist, *Das englishche Parlament in tausendjährigen Wandelungen*, 1886, S. 167) によれば、多数決による選挙法の実施は15世紀以後である (森口、前掲書、49頁)。この頃、イギリスの州選挙区では議員は口頭や挙手など公開選挙による直接選挙によって選ばれた (中村、前掲書、47・48頁)。フランスでは、身分制議会が1302年から始まった。第一、第二身分は直接選挙法、第三身分は二段階間接選挙法が行われた (西平、各国の選挙、216頁)。1560年の議会選挙では、特権2身分はバイイ管区およびセネシャル管区を基本とする選挙区で身分別集会において代表を選んだ。第三身分は都市では都市役人の団体や同業組合等を単位として、農村では聖堂区を単位として第一次選挙を行った後、特権2身分と同じ選挙区の第三身分の集会において代表を選んだ (高橋、前掲書、12頁)。ドイツでは、いわゆる‘3月前期’に憲法と議会がドイツ連邦構成諸国に導入された。議員選任の一般方式は諸国を通じて直接選挙ではなく間接選挙であったが、これはこの時期に政党というものがなかったから、あらかじめ候補者を立てるわけにいかないので、選挙人集会で多数決にもとづき議員を選ぶ方法が採られたとされている (成瀬治、三月期における代議制の性格、(ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造、世良晃四郎 編)、創文社、1987年、256頁)。19世紀より以前においても政党は存在しなかったのであるから、各領邦の身分制議会において議員選任には間接選挙が一般に行われたと考えられる。スペインのナバラ王国では、地方代議員 (プロクラドール) は小さい町では直接選挙、大きい町では間接選挙によって選ばれた (レイチェル・バード、前掲書、177頁)。ナバラ王国にインサクラシオンというカスティーリャの方法も導入された。これは民衆の代表制、永代的な寡頭制、純然たるチャンスの三つを組合せたもので、直接選挙にも間接選挙にも用いられた (レイチェル・バード、前掲書、177・178頁)。

(23) イギリスの選挙法は、各有権者が2票の投票権を有し、各選挙区が2名の議員を選出する大選挙区制で、2人区完全連記制で、単純多数制により決定される方法が伝統であった (小松 浩、イギリスの選挙制度、現代人文社、2003年、32頁)。1872年になるまで、州奉行は昔と同様に各州、各都市から各2人ずつの代議士を選挙するように命じられていた (占部、前掲書、198頁)。1972年無記名投票法が成立し秘密投票となった (占部、前掲書、792頁)。1884年の第三次選挙法改正において2人区はそれまでと同様に連記・単純多数制であった (西平、各国の選挙、200頁)。イギリスの都市の代表選出について、国王から授与された特許状の内容は都市によって相違していたので、都市選挙区における選挙人の資格は当初から都市ごとに相違していた。都市の選挙の実態は州の場合よりも不明である。原則的に類別すれば、それは、全ての土地保有者や地方税納入者に選挙権を与えたところが民主的、都市の町役人が代表を指名したところや町役人が有力者と相談して決定したところが寡頭政的、町役人が市会を民主的、あるいは寡頭政的に招集しそこで決定したところが中間的の3種類に大別される (近藤、前掲書、196頁)。フランスでは、三部会の全盛期の16世紀には、3身分とも小選挙区制 (定数1) であった (高橋、前掲書、9～14頁参照)。

なお、200年前の三部会の方法を踏襲した1789年の最後の三部会は絶対多数制であったことからフランスの三部会は絶対多数制が行われていたと推定される。

(24) 西平、各国の選挙、183～560頁。

(25) 19世紀に男子普通選挙は6国、それ以外は主に制限選挙であった。20世紀前半では制限選挙から男子普通選挙になった国は5国あった。男女普通選挙を行うようになったのは12国であった。20世紀後半に3国がさらに男女普通選挙になった。なお、データの不明国も存在する。

(26) 男子普通選挙は身分間の権限の差異の消失を意味する。選挙区の有権者人口の差異は現代においても問題となっている。19世紀後半から20世紀前半にかけて複数選挙権（イギリス）、3階級選挙法（ドイツ領邦）、加重投票（ベルギー）、クリア別不平等選挙（オーストリア）などの不平等選挙が存在した。

(27) 19世紀には、12国は直接選挙をすでに行っているか、あるいは直接選挙に代わった国であった。2国が直接選挙と間接選挙の混在する制度の国であった。20世紀前半に6国が直接選挙を実施するようになった。これらの国は国の独立などの特別の事情によって遅れたと思われる。なお、19世紀にドイツでは帝国議会とは別に領邦諸国の等族議会の大半が間接選挙を行っていた。

(28) 19世紀には9国が大選挙区、9国が小選挙区、1国が比例代表制であった。20世紀には14国が比例代表制になった。3国が一部の議員を比例代表で、残りの議員を小選挙区で選ぶ混合制であった。20世紀のイギリスとフランスは小選挙区制であった。

(29) と (30) 西平、各国の選挙、19・20頁と26～28頁参照。

(31) ロバート・ダール、ポリアーキー（1971年）、（高島通敏・前田修 訳）、三一書房、1981年、11頁；政治以外にも、文化的、社会的、経済的な諸要因のポリアーキー接近への影響が調べられた。

(32) 古代ギリシャのスパルタでは長老会議の議席をもつ世襲制の2人の王がいた（塩野、前掲書、114・115頁）。768年、カールは兄弟のカールマンと共にフランク王に即位し、771年カールマンの死後単独統治を始めた（ピーター、H. ウィルソン、前掲書、28頁）。スペインでは、1479年にカスティーリャ女王イサベルの夫フェルナンドがアラゴン王位に就き、カスティーリャとアラゴンは2人の同一君主を戴く状態になった（立石博高・若松隆（編）、概説スペイン史、有斐閣選書、1987年、34頁）。1526年、ハンガリーではハプスブルク家のフェルディナントとそれに反対する地元の大貴族が推すサボヤイの2人が王位に就くことになった（山本文彦、近世ドイツ国制史研究 皇帝・クライス・諸侯、北海道大学図書刊行会、1995年、103頁）。イギリスでは、1689年に国民協議会が権利宣言とともにウィリアム3世とメアリ2世の共同君主を決議した（加藤紘捷、概説 イギリス憲法—由来・展開そして改革へ、頸草書房、2002年、44頁）。

(33) 古代ギリシャのポリスでは、最高位の行政官である9人からなるアルコンが1年ごとに籤で選ばれた。古代ローマのポリスでは、国の最高位者として1年ごとに市民集会で選出される2人のコンスル（執政官）の制度が創設された（塩野、前掲書、73・74頁）。イギリスのグロスタア市では、ジョン王の特許状によって自治が認められ、2人の町役人が選ばれた。これは13世紀から14、15世紀を通じて維持された（鶴川馨、1483年グロスタア市の特許状、（ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造、世良晃志郎 編）、創文社、

1987年、427頁)。中世ドイツのケルンでは、12世紀において審判人仲間は最高の自治機関であった。審判人長の数は1297年以前は1名であったが、以後は2人となった。一方、リッヘルツェッヘという市長職経験者グループと市長職未経験者の市長職期待権者グループからなる組織があった。前者が後者の中から毎年2人の市長を選出した。市長の1人は審判人から選出された。13世紀～15世紀に都市自治の最高機関の地位を確立した都市参事会も2名の市長を選んだ(林 毅、西洋中世都市の自由と自治、敬文堂、1986年、86・87頁、121頁)。

(34) 中世人は個人として生きるのではなく、種々の身分に固定され、そしてそれぞれの団体の中に所属していた。個々の人間は一定身分が与えられ、特定団体の中に編入されることによって人間として生きることができたのである。近代法のように法の前平等という観念は存在せず、人がいかなる法の下で生き、如何なる特権を享受しえるかは、その人が如何なる身分または団体に帰属しているかによって規定されたのである(佐々木・鷺見・杉田、西洋政治思想史、北樹出版、1995年、44頁)。

(35) 中世において多くの都市は君主との間で封建的義務と引き換えに特許状により自治と特権を与えられていた。特権は個人単位のものでなく、都市すなわち都市を代表する団体のものであった。君主が召集する身分制議會の都市代表は君主への義務をもつ都市が派遣する命令的委任の代表者であった。代表者はローマ法の観念から団体の代理人と解された。16世紀以降封建制が崩壊するとともに都市の特権は失われたが、都市の代表は庶民階級の個人的代表ではなく、階級の利益代表として命令的委任を受けた代表者に変わりなかった(森口、前掲書、42～53頁)。ローマ法はユスティニアヌスの法典編纂事業を通じて定着し継承され、やがてゲルマンの中世における法的思考の重要な源泉となった(田中治男、西欧政治思想、放送大学教育振興会、1993年、32頁)。

(36) イギリスとフランスの選挙区定員については注(23)を参照。スペインのナバラ王国では、普通の都市は1名か2名の代表を送り、首都のバンプローナは3名を送った。しかし、表決は各都市1票であった(レイチェル・バード、前掲書、177・178頁)。一般に、表決は議員の人数によらず選挙区を単位とし選挙区内で一致しない場合は無効となった(森口、前掲書、53頁)。なお、アメリカでは、合衆国成立以前の中央機関である連合會議は一院制であった。それは各州からの2～7人の代表者によって構成され、各州は一票の表決権をもっていた。(水木、前掲書、26頁)。

(37) 各国の憲法および公職選挙法の調査が必要であるが、それは本稿では現在不可能であるから議席定数と議員定数の一致が1議席1議員を示すと考えられることを利用した。調査のために利用した文献は以下のものである：西平、各国の選挙；マルティ・ハイキオ(岡沢・藪長 訳)、ノルウェーの政治、早稲田大学出版部、2003年；川成洋・奥島孝康(編)、スペインの政治、早稲田大学出版部、1998年；阿部照哉・畑博行(編)、世界の憲法集、1998年；岡沢憲英・奥島孝康、スウェーデンの政治、早稲田大学出版部、1994年；読売新聞調査研究本部(編)、西欧の議會、読売新聞社、1989年；柚 正夫、日本選挙制度史、九州大学出版会、1986年；水木、前掲書。ポーランドの調査結果(西平、各国の選挙、501～507頁)；1919年の選挙(432議席－432議員)(以下、同じ)、1922年～1930年(444－?)、1935年と1938年(？－208)、1947年

(444－?)、1952年(425－?)、1957年(459－?)、1961年～1989年(460－460)、1991年～1997年(460－?)。1919年の選挙では議席定数と議員定数は文献に共に示されていて同数であった。1922年～1930年、1947年、1952年、1957年、1991年～1997年は議席定数のみが示された。1935年と1938年は議員定数のみ。1961年～1989年は議席定数と議員定数ともに示された。“～”は何回も同じ方法の選挙が行われたことを示す。このような場合、選挙の回数がかならずしも明確でないので、選挙の回数を3回に限定した。ポーランドの結果では、‘議席定数のみ’は9回、‘議員定数のみ’は2回、‘議席定数＝議員定数’は4回であった。

(38) 齊藤寿、現代議会構成原理の研究 各国議会の構成と議員選出の方法を中心として、勁草書房、1984年、157～184頁。

(39) ギリシャのポリスは法の下に団結した自由人の政治共同体であった。政治共同体は公共善や公的世界であった。ギリシャ人やローマ人にとって、自由人＝市民の最大の関心事は、この公的世界で活躍し、公共善のために献身することであった。すなわち、ポリス的世界は人間を政治人として捉え、政治活動の中に生の意味を見だしていた(佐々木・鷺見・杉田、前掲書、11頁、24頁)。

(40) 1776年のアメリカ独立宣言と1789年のフランス人権宣言は、国家のありようを把握するために個々の人間から出発し、政治価値の根源を個人におく個人主義的思想に基づいている。思想的には、ロックやルソー等の17・18世紀啓蒙思想家の自然権論、社会契約論に由来している。しかしその啓蒙思想自体もルネッサンス・宗教改革以来の自我の覚醒と封建社会から近代的市民社会へという時代の趨勢の反映であった。それが受け入れられる社会的素地ないし要請があったのである(佐藤幸治(編著)、憲法Ⅱ、基本的人権、成文堂、1988年、17頁)。基本的人権と人権は同義であるとし、通説的には、人間の尊厳や人間主義を基礎にして人権は人間の尊厳に基づく価値とされる(辻村、前掲書、143頁)。

(41) 辻村(前掲書、148頁)は、人権を包括的権利、自由権、受益権、社会権、参政権に分類している。学説のニュアンスには違いがあるが、多くの憲法書が参政権を基本的人権の枠内に置いている。

(42) 選挙権の性質は、機関としての公務という側面と、そのような公務に参加することを通じて国政に関する自己の意思を表明することができるという個人の主観的権利という側面の二面性を有すると解される(二元説)。これが通説であるが、選挙権の権利を重視する立場から自然権的権利説や人民主権的権利説などが有力に主張されている(一元説)(佐藤、前掲書、108頁)。一方、被選挙権に関しては、最近では、被選挙権を立候補権と捉え、基本的権利と解して憲法上の選挙原則をこれにも適用する見解が有力で、結局、被選挙権は選挙権と同様、憲法15条1項を根拠として、立候補権を中心とする個人的権利として理解される(辻村、前掲書、354頁)。

(43) 国民の個々人は、個人の尊厳、あるいは人間の尊厳に由来する基本的人権をすべて享有する主体である。法人など団体はそれの享有主体にはなりえないという考えもある一方、条件により享有主体になりえるという考えもある。

(44) ‘国民’には、主権者としての国民、抽象度の高い統一体としての国民、国家機関の有権者団としての国民の3つがあるとされる(佐藤、前掲書、90・91頁)。憲法前文に、‘主権が国民に存する’という文

言がある。これは‘主権者としての国民’と換言でき、結局、これが‘国民主権’となる。しかし、国民と主権にはともに種々の見解が存在する。主権の意味は、国家権力そのもの、国家権力の最高独立性、国政の最高決定権の3つがある（松井茂記、前掲書、128・129頁）。主権の理解の相違には、実力説、権威説、実力と権威の何れも避ける見解、複数次元を包摂する全体像で把握する見解、および主権懐疑論がある（松井、前掲書、134・135頁）。別の言葉で類型化すると、主権の帰属について、権力の実体の帰属と解するX型、権力の正統性・権威の帰属と解するY型、国民について、全国民とするA型、有権者あるいは政治的意思決定能力者としての人民とするB型が分類され、憲法の国民主権の理解においてAY型が通説であったのに対してBX型（人民主権型）からの批判が展開され、AY型とBX型の併存を認める折衷的説明が有力となった（辻村、前掲書、76・77頁）。折衷的説明の一つとして、憲法を定立し統治の正統性を根拠付けるとする側面（主権は観念的統一体の国民にあり、その意思を正統性の究極の根拠と見る。国民の制憲権は憲法改正権として制度化されている）と、実定憲法が存在を前提としてその憲法上の構成的原理としての側面があり、後者には、国家の統治制度の民主化に関する側面（有権者団は民意を忠実に反映するように組織されねばならないこと）と公開討論の場の確保に関する側面が存在するという見解がある（佐藤、前掲書、98～101頁、括弧内は松井、前掲書、135頁による）。

(45) 国民の意味の捉え方によって幾つかの見解が存在するが、民意を反映しつつ、独自に統一的国家意思形成を目指すという代表観が憲法に立脚する代表観であるとする（佐藤、前掲書、138～141頁）。

(46) 政治権力も端的には捉えられないほど多様な面がある。言葉足らずになるが、国家権力は統治権であるといえれば全体の輪郭が捉えられる。

(47) と (48) 注 (44) を参照。

(49) 佐藤、前掲書、国会：173～199頁、議員：201頁、内閣：228～236頁。

(50) 松井、前掲書、43頁。

(51) 最近では、選挙権の二元説と一元説の差は意外に小さいとする意見がある（野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利、憲法I、有斐閣、2006年、509～514頁；高橋和之、立憲主義と日本国憲法、2005年、247・248頁）。

(52) 佐藤、前掲書、109頁。野中・中村・高橋・高見、前掲書、515・516頁。

(53) 芦部信喜（高橋和之補訂）、憲法（第三版）、岩波書店、2002年、238頁。粕谷友介・向井久子・矢島基美（編）、憲法（第二版）、青林書院、2003年、200頁。佐藤、前掲書、449・450頁、465頁；憲法13条の幸福追求権の射程として、生命、身体的自由、精神活動の自由、経済活動の自由のほか、補充的保障説の立場から独自の役割を果たすべき領域に属するものとして、次の（a）人格価値そのものにまつわる権利、（b）人格的自律権（自己決定権）、（c）適正な手続的処遇を受ける権利、（d）‘参政権の権利’、（e）社会権的権利が上げられ、（a）の中に名誉権・プライバシーの権利・環境権が含まれる。参政権の権利として公職就任権の端的な根拠は幸福追求権にあると解される。

(54) 団体の人権享有主体性（松井、前掲書、308・309頁）；権利能力なき社団も法人と同様に扱われてお

り、法人ではなく団体、集団、結社などの方が言葉として適切と思われる。最高裁は八幡製鉄政治献金訴訟判決で政治献金を法人の権限と認め、憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は性質上可能な限り内国の法人にも適用されるものと解すべきであるとした。否定説は人権の自然権性が人間の尊厳に基づくことを重視し、団体の基本的人権享有主体性を否定する。肯定説は、否定説を現代社会の実態を理解していないと批判し、団体の人権享有主体性の承認は、人間の尊厳性や人権の自然権性の原理と矛盾しないと主張する。現在では、多数の学説が肯定説である。ドイツの基本法が「基本権は、その本質上内国法人に適用しうる限りにおいて、これにも適用される（19条3項）」としていることも論拠とされている。

(55) ドイツでは、連邦憲法裁判所の判例によると、人権主体性を法人格のない団体や外国人にも広げる傾向がみられる。根拠は、社会の実態を見ると、法人も自然人と同様に活動する実態であり、社会の組織化が進むにつれて団体の活動体としての社会的意義は大きくなるからである。この説は法人格のない団体にも人権主体性を否認しない。自然人の生活を保障する意味からも、社会生活の便宜、合理性といったことは国政上無視されるべきでない。それ自身の意思を持って活動する組織や団体に対して相応の人権主体性を否認することが、結局において個人の社会生活上の不便をきたし不合理な結果になるとすれば、その人権主体性は否認されるべきではあるまいと考えられる（佐藤（編著）、前掲書、56・57頁）。

(56) 佐藤、前掲書、425頁。

(57) 高橋和之、団体の人権主張適格、（憲法論集 樋口陽一先生古希記念、藤田宙靖・高橋和之 編）、創文社、2004年、5～33頁；4種類の学説が説明されている。①法人の活動は、結局はその効果が自然人に帰属するものであるから、人権宣言の各規定は、その性質上それが可能である限り、法人にも適用されると見るべきである（宮沢俊義、憲法Ⅱ（新版）、有斐閣、1971年、245頁）。②・・・現代の社会において、法人も自然人と並んでその重要な構成要素であり、同じように活動する実態を備えていることに求めている（伊藤正巳、憲法（新版）、弘文堂、1990年、201頁）。③この規定（憲法21条の結社の自由の保障）により個人は各種の人権を「共同行使」すべく団結することが認められ、その当然の結果として、人権行使のための団体的活動が当該団体の権利としても承認されざるをえないといえる（寿田竜輔、法人と人権（奥平康弘・杉原泰雄、憲法学1（人権の基本問題））、有斐閣、1976年、33頁）。④団体の人権主体性の問題は、団体が他者（個人）の人権を（代位して）主張する適格性の問題とのアナロジーで処理するのが適当である（高橋和之、前掲書、2004年、17～27頁）。第三者の憲法上の主張適格については、芦部信喜、憲法訴訟の理論、有斐閣、1973年、55～116頁。

(58) 佐藤、前掲書、425頁。

(59) 佐藤、前掲書、425・426頁。高橋和之、前掲書、2004年、23頁；参政権は日本国憲法上団体に対して認められていない。憲法は参政権を個人に限定していると解されるから、法律で認めることも許されない。

(60) 佐藤、前掲書、426頁；幸福追求権（憲法13条）は前半で「すべて国民は個人として尊重される」と規定されている。自然人に限定する説も有力であるが、13条が包括的権利であり、厳密に個人に限定する

場合には矛盾の生じることが起こるため、場合の如何によっては団体も享有主体たりえと認めてよい。

(61) 注 (57) および野中他、前掲書、229頁。

(62) 注 (57) の高橋、17～27頁を参照。

(63) 人間社会では、競争の単位には‘個人のみのみ’、‘集団のみ’、および‘個人と集団の混合’の3種類がある。競争には、①参加する単位に順位をつける競争と②参加する単位を群別して順位をつける競争がある。②には表決が属するが、競争の意味については議論の余地がある。選挙人の特定はできないが、選挙権における選挙人は投票によって選挙人自身を群別する。群は立候補者と1対1の対応をしている。選挙の場合、平等な投票が成立するためには、単位は‘個人のみのみ’で各個人が1票の投票をすればよい。選挙人は立候補者の選択に当って当選後の議員の個人的能力ではなく、実は当選後の議員が座る資格である‘議席の機能性’を判断して選ぶのである。故に、論理的には議席当りの立候補者は個人でも集団でもよいであろう。議員の資格である議席の権能は究極的に議案の表決権である。議案の表決という競争において平等な表決のためには単位は1票の表決権をもたねばならない。論理的に立候補者は個人でも集団でもよいのであるから、議員は個人の議員か集団の中の議員である。議案の平等な表決のためには、各集団は1票の表決権をもたねばならないから、議案の表決という競争において単位は議員の資格である議席を用いるのが適切である。なお、1議席1議員制において表決の単位は議席と議員の両方ともありうる。表決によって議席が群別され、群は議案と対応している。

(64) 議会の表決において1議席複数議員が1票のみをもつのはナンセンスであろうか（議会は国家権力の一つであるから、その点に関しては議会の一員である議員の人権享有主体性云々は問題外であるが）。1議席1議員は一人1票をもつのに、1議席複数議員は複数人で1票であるとは、複数人が個々に1議席1議員となれば全部で複数票となることを考えると‘もったいない’と言えるのであろうか。答えは小選挙区の場合を想像すれば明らかである。「不可避なジレンマ」が僅かでも是正されうことは結局において自然人に帰着する福利になるのである。

(65) 岡沢憲芙・奥島孝康、前掲書、43～45頁；スウェーデンにおいて1974年統治法・議会法改正によって議員代行人制度が成立した。議員が多忙などで議会の長期欠席せざるを得ないとき、代行人がその議員に代わって委員会その他で議会活動を行うことができる。議員代行人制度が現在も存在するかどうかは、著者は残念ながら定かでない。‘市民から発した権利’は選挙権の本質を指したものである。例えば大臣が行政庁舎で時間を費やし議会活動が不十分であるのは、結局、選挙権の本質を一部損なうものである。

(66) 憲法49条は‘法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける’としている。それを受けて、国会法35条は‘一般職の国家公務員の最高の給料額より少なくない歳費’としている。国会議員の歳費は基本的に憲法と国会法の条文の内容に尽きると思われる。

(67) 前田英昭、国会議員歳費論、国会月報、2000年（10）、51頁。

(68) 前田、前掲書、50頁。

Hypothetical Population of Members of the Diet formed by the Application of the Theoretical Population of a New Membership Organization

Shigeru Imanishi

“The theoretical population of a new membership organization” is provided in the two conditions that one of the two is the formula, the fixed number of personnel or staff = the number of posts < the number of constituent members, and the other is the following four provisions. ① The principle of the formation of “the theoretical population” is to form the population that contains the posts of plural members in a post in addition to those of a member in a post. ② Plural members in a post need to form an association under Section 1 of the Article 21 of the Constitution of Japan. ③ The total wages of plural members in a post are to be equal to those of a member in a post. ④ On the efficacy of “the theoretical population”, the comparison of a function-power between plural members in a post and a member in a post shows that the former has an advantage over the latter in probability. The application of “the theoretical population” to the real population of the member of the Diet formed “the hypothetical population of the member of the Diet” that contained both of the plural members in a seat and a member in a seat. The relation of the seat and the member of “the hypothetical population of the Diet” named “the plural of a parliamentary seat”. The election system and the relation between the seat and the member of the Diet that are most related with “the plural of a parliamentary seat” were reviewed historically. Election systems converged into the democratic system. The relation of the seat of the Diet and the number of the member in a seat were fixed into the system of a member in a seat as if to reflect fundamental personal rights. Whether or not “the plural of a parliamentary seat” is guaranteed by the subjectivity of possession of fundamental personal rights as the system of a member in a seat was discussed on the Constitution of Japan. The result shows that “the plural of a parliamentary seat” is not contrary to the constitutional provisions.